

「デンマークから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直し案に関する御意見の募集について」に寄せられた御意見について

令和3年8月31日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室

「デンマークから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直し案に関する御意見の募集」について、令和3年7月16日から令和3年8月14日まで、御意見を募集しましたところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それに対する回答について、以下のとおり取りまとめました。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省の行うリスク管理措置に関する御意見（2件）

- ・SRMが輸入されることのないよう、しっかり監視は継続してほしい。
- ・検査に合格しているのであれば、輸入しても問題ないのではないか。

（回答）

御意見をいただき、ありがとうございます。

今回の見直しは、デンマーク産牛肉等について、飼料規制、BSEの発生状況、と畜場における規制等のリスク管理措置を踏まえ、月齢条件を「条件無し」としても、ヒトへの健康影響は無視できると食品安全委員会で評価されたことから、現行30か月齢以下となっている月齢制限を廃止するものです。また、現行のSRM（特定危険部位）の範囲については、変更はありません。

輸入条件の見直しを行う前に、これまでの輸入時検査の結果及びデンマークの対日輸出認定施設における管理状況の調査を実施し、輸入条件の遵守の実現可能性について確認を行いました。

輸入措置の見直し後も、BSE発生等の情報収集を行うとともに、輸入時検査や現地調査等により輸入条件の遵守を確認していきます。